

東京都居住支援協議会 会則 新旧対照表 (抜粋)

訂 正 案	現 行
<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体等を会員として構成するものとし、会員は別表のとおりとする。</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会長 1名 二 副会長 1名 三 監事 2名 <p>2 会長は、東京都住宅政策本部住宅政策担当部長とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。</p> <p>3 監事 <u>の選任に関する取扱いは別に定める。</u></p> <p>4 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>6 監事は、本会の財産及び業務執行の状況を監査する。</p> <p>(総会)</p> <p>第6条 本会の議決機関として、総会を置く。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕がない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果ををもって総会の議決に代えることができる。</p> <p>(幹事会)</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体等を会員として構成するものとし、会員は別表のとおりとする。</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会長 1名 二 副会長 1名 三 監事 2名 <p>2 会長は、東京都都市整備局住宅政策担当部長とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。</p> <p>3 監事 <u>は、毎事業年度、総会において互選する。</u></p> <p>4 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>6 監事は、本会の財産及び業務執行の状況を監査する。</p> <p>(総会)</p> <p>第6条 本会の議決機関として、総会を置く。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕がない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果ををもって総会の議決に代えることができる。</p> <p>(幹事会)</p>

第7条 本会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。
2～6 (略)

7 幹事長は、やむを得ない事由により幹事会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を幹事に送付し、その意見を徴し又は賛否を問
い、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。

(事務局)

第8条 本会の運営補佐及び庶務を執り行うため、東京都住宅政策本部住宅企
画部企画経理課に事務局を置く。

別表(第4条関係)

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部
公益社団法人東京共同住宅協会
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
特定非営利活動法人日本地主家主協会
一般財団法人高齢者住宅財団
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
別記の東京都が指定した居住支援法人
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
東京都住宅供給公社
東京都(住宅政策本部、福祉保健局)

第7条 本会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。
2～6 (略)

(新設)

(事務局)

第8条 本会の運営補佐及び庶務を執り行うため、東京都都市整備局住宅政
策推進部住宅政策課に事務局を置く。

別表(第4条関係)

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部
公益社団法人東京共同住宅協会
(新規)
特定非営利活動法人日本地主家主協会
一般財団法人高齢者住宅財団
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
別記の東京都が指定した居住支援法人
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
東京都住宅供給公社
東京都(都市整備局、福祉保健局)